

# 研究所 月報 2022.3

2022年4月から発生

## 貸金請求権の消滅時効延長

2020年4月1日、民法の改正に合わせ労働基準法が改正され施行されました。この改正は、改正民法において短期消滅時効（1年間）が廃止されるとともに、一般債権に係る時効が次のいずれかによって消滅するとされたことから行われたものです。

- (1) 債権が権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年間行使しないとき
- (2) 権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年間行使しないとき

### ■当面は3年

改正された労働基準法では、それまでが2年であった貸金請求権の消滅時効を、5年に延長するものでした。ただし、貸金請求権について、直ちに長期間の消滅時効期間を定めることは、労使の関係を不安定化するおそれがあり、紛争の早期解決・未然防止という貸金請求権の消滅時効が果たす役割への影響等も踏まえて慎重に検討する必要があるため、当分の間、3年とされました。

### ■2022年4月から2年を超える請求権が発生

この消滅時効が3年となる貸金請求権は、2020年4月1日以降に支払われる貸金に適用されることになっており、2022年4月1日以降、過去の未払貸金があったときには、これまでの2年を超える請求が従業員から行われる可能性があります。

### ■この機会に給与計算のチェックを

近年はサービス残業等と表現される不払残業の発生防止にも力を入れる企業が増え、の未払の貸金は減ってきているように思われますが、仮に生じているときには、より支払うべき額が大きくなる可能性があります。これを機に、給与計算の誤りがないかといった確認をしておきたいものです。



# 2022年4月より年金手帳が「基礎年金番号通知書」に替わります

2018年に成立した年金制度改正法では、社会保険の適用拡大等、チェックすべき改正内容が複数盛り込まれています。その一つに、年金手帳の廃止と、基礎年金番号通知書の交付があります。

現状、一般的には20歳になると、年金手帳が送付されてきて、割り振られた基礎年金番号を確認し、それ以降、その基礎年金番号を利用して年金の管理をしていくことになっています。年金制度改正法では、この年金手帳を廃止し、年金手帳に替えて「基礎年金番号通知書」が交付されることとなります。

基礎年金番号通知書が交付対象者は以下の通りです。

- 新たに年金制度に加入する人
- 年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できる書類の再発行を希望する人

なお、国内に居住する被保険者の方は、原則、被保険者本人の住所あてに送付されます。ただし、被保険者が海外居住である場合や被保険者本人あてに届かない場合は、勤務先の事業所様に送付することもあり、受け取った事業所が本人へ交付することになります。

この年金手帳から基礎年金番号通知書への変更に当たり、2022年4月1日以降に従業員の採用などにより社会保険の資格取得の手続きを行う場合、個人番号（マイナンバー）による届出があれば、被保険者本人の年金手帳または基礎年金番号通知書の確認は不要となります。

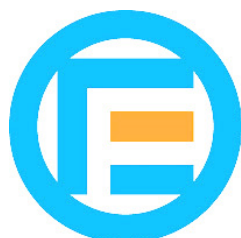
2022年4月から切り替わるため、すぐに基礎年金番号通知書を持った従業員が出てくるとは限りませんが、入社時の提出書類等に「年金手帳」と記載している場合等は実務上で確認・修正する案内文書等がありそうです。



## ひらたコラム

例年、2月は比較的穏やかに過ぎていくはずが、今年は法改正などもあり、慌ただしく過ぎていきます。気分転換に体を動かそうにも、気温が低すぎたり雨が降ったりと、なかなかタイミングが合ってくれません。せっかく自転車も続いて「運動してる感」にあふれた年明けだったのに…こんなはずでは…。

そこで、室内でできるスポーツとして以前から興味があったボルダリングに挑戦。手のひらが小さいので苦手なコースもありますが、柔軟性を活かし、スタッフさんをして「才能アリ」を言わしめました（ほぼ脅迫）。しかし、ほどなく高所恐怖症であることを思い出し、あっ無理い！と、あっけなく終わったのでした。



発行／2022年2月28日 第118号  
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さや  
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201  
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544  
Mail info@tairaken95.com  
URL http://tairaken95.com

